

○埼玉県行政手続条例施行規則

平成8年3月26日規則第6号

目次

標題

発令

公布文

題名

目次

第一条（不利益処分をしようとする

第二条（職員以外に聴聞を主宰す

制定附則

埼玉県行政手続条例施行規則をここに公布する。

埼玉県行政手続条例施行規則

（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）

印刷モード

終了